

マル得ニュース KOBAYASHI

〒321-0968 栃木県宇都宮市中今泉 4 丁目 30 番 8 号 小林会計事務所

中小企業投資促進税制の上乗せ措置

- 1 中小企業が事業のために一定の機械装置などを取得したときは、中小企業投資促進税制を適用できる場合があります。この制度は、通常の減価償却費に加えて、取得価額の 30%の特別償却、または取得価額の 7%の税額控除(資本金等 3,000 万円以下の法人のみ)のどちらかの優遇措置を受けることで税負担を軽減することができます。
- 2 平成 26 年度税制改正において、生産性を上げるために新たな設備を導入した場合、中小企業投資促進税制の適用に加え、さらに税負担を軽減できる制度が追加されました。一定の要件のもと、即時償却や 10%の税額控除を受けることができます。上乗せ措置は、中小企業投資促進税制の対象設備のうち、平成 26 年 1 月 20 日以降に取得した生産性を向上させる先端設備や生産ライン等の改善のための設備が対象になります。

中小企業投資促進税制の上乗せ措置（どちらかを選択適用）

償却方法	上乗せ措置
特別償却	即時償却が可能 (取得・使用した事業年度に取得価額の全額を減価償却費にできる)
税額控除	<ul style="list-style-type: none"> ● 税額控除割合を 3%上乗せして、10%の税額控除が可能 ● 資本金等 3,000 万円超の中小企業も 7%の税額控除が可能 (適用範囲の拡大)

上乗せ措置の対象となる設備

先端設備を導入する場合	旧モデルと比べて年平均 1%以上生産性を向上させるなど一定の要件を満たす以下の最新モデルの設備 ●全ての機械装置(ソフトウェア組込型装置は一代前モデルも可) ●サーバー(サーバー用 OS と同時取得するもの) ●試験又は測定機器 ●稼働状況の情報収集・分析・指示機能のあるソフトウェア(生産性向上要件は不要) 【手続等】設備機器メーカーから先端設備についての証明書を受け取ること。
生産ライン等の改善のための設備を導入	生産ライン等を改善するために一定要件を満たす以下の設備を導入する場合に、これらの一連の設備を丸ごと対象にすることができます。ただし、一連の設備を盛り込んだ投資計画を作成し、その計画による投資利益率が 5%以上なければなりません。 ●機械装置 ●試験又は測定機器 ●測定工具・検査工具 ●ソフトウェア(自社利用のもの等) ●一定の PC・デジ外複合機 【手続等】投資計画は、税理士等の事前確認を受けたうえで、経済産業局へ申請する。 ※ 投資利益率 = 「営業利益+減価償却費」の増加額 ÷ 設備投資額

小林流月次決算で業績5%アップ! TEL 028-660-8411 FAX 028-660-8455

URL <http://www.kobayashi-kaikai.jp> ご連絡ください (担当: 増淵)